

# 懲戒処分の公表

令和 7 年 8 月 5 日

新城市長 下 江 洋 行

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「新城市職員の懲戒処分等に関する指針」に基づき公表します。

|           |                                                                                                                                     |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事 案 の 概 要 | 令和 5 年度狭あい道路整備等推進事業の用地買収事務において、規程で定められた必要書類が揃っていないにもかかわらず、令和 5 年 1 2 月 8 日に土地代金及び物件移転補償に係る前払金 745, 035 円を支出した。                      |
| 所 属       | 建設部                                                                                                                                 |
| 職 名       | 副課長                                                                                                                                 |
| 年 齢       | 5 0 歳代                                                                                                                              |
| 性 別       | 男                                                                                                                                   |
| 処分の種類及び程度 | 不適正な事務処理 【 戒告 】                                                                                                                     |
| 処 分 年 月 日 | 令和 7 年 8 月 1 日                                                                                                                      |
| 処 分 理 由   | 地方公務員法第 3 2 条「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」に違反する行為であり、同法第 2 9 条第 1 項第 1 号「この法律に違反した場合」及び第 2 号「職務上の義務に違反した場合」に該当するため、本市の処分基準に照らし「戒告」としたものである。 |
| そ の 他     | 本事案の管理監督責任として、当時の所管課長を「訓告（指導上の措置）」とした。                                                                                              |